

# ◇◆◇ 令和元年度かほく市介護保険料について

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直され、かほく市にかかる介護サービス費用の総額見込みに基づいて一人当たりの介護保険料を算出します。

これまでの介護給付実績や、高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加および10月からの消費増税等を考慮し、令和元年度の介護保険料を次のとおり決定いたしました。

詳しくは、7月中旬にご案内いたしました、通知書をご確認ください。

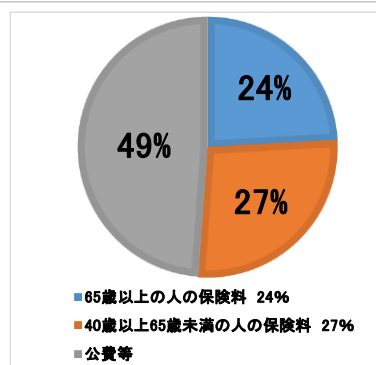
## 第7期（令和元年度）所得段階別の保険料

段階	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	2,212円	26,550円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万超120万円以下の方	3,687円	44,250円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入が120万円超の方	4,277円	51,330円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	5,310円	63,720円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超の方	5,900円	70,800円
第6段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,080円	84,960円
第7段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,670円	92,040円
第8段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,850円	106,200円
第9段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	10,030円	120,360円
第10段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が500万円以上1千万円未満の方	10,915円	130,980円
第11段階	本人が市民税課税の方で、前年の合計所得金額が1千万円以上の方	11,800円	141,600円

※基準額は、介護サービス費用×65歳以上の方の負担分÷65歳以上の人数で算定しています。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額（扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額）のことで。

### 令和元年度かほく市介護保険の財源内訳



## ◎介護保険料の軽減について

第1段階～第3段階については、負担軽減措置により次のように軽減されています。

第1段階 かほく市の基準額70,800円×(0.45⇒0.375)=31,860円⇒26,550円

第2段階 かほく市の基準額70,800円×(0.75⇒0.625)=53,100円⇒44,250円

第3段階 かほく市の基準額70,800円×(0.75⇒0.725)=53,100円⇒51,330円